

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月18日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第146条の規定による。

立川市介護保険条例の一部を改正する条例

立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 保険料率は、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 90,317円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p>	<p>(保険料)</p> <p>第8条 ……略……</p> <p>2 保険料率は、<u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>においては、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 81,144円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項</u>において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 90,317円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>2,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ ……略……</p>

- (8) 次のいずれかに該当する者 105,840円
 ア 合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ ……略……
 (9)～(14) ……略……
- 3 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、19,052円とする。
- 4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,052円」とあるのは、「24,696円」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「19,052円」とあるのは、「43,042円」と読み替えるものとする。
- 6及び7 ……略……
- 附 則
 1～9 ……略……
(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
- 10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第2項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号

- (8) 次のいずれかに該当する者 105,840円
 ア 合計所得金額が3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 イ ……略……
 (9)～(14) ……略……
- 3 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の定めにかかわらず、19,052円とする。
- 4 前項の規定は、第2項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,052円」とあるのは、「24,696円」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、第2項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「19,052円」とあるのは、「43,042円」と読み替えるものとする。
- 6及び7 ……略……
- 附 則
 1～9 ……略……

アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

11 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

12 第10項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市介護保険条例第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。